



1. 適用範囲

この技術基準は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第10号から第12号までに掲げる機械等(以下 「仮設機材 | という。) で建設現場等(以下「現場 | という。) で使用されたことのあるもの(以下 「経年仮設機材 | という。) の管理について適用する。

解 説 -

本書では、仮設機材のうち下記(1)に示す、パイプサポートなど21種類の「経年仮設機材の管理指針」(平成8年 4月4日基発第223号)に加え、(2)に示すその他の機材の経年仮設機材の管理基準について定めたものである。

また、本基準の対象となる仮設機材のうち(1)に示すパイプサポートなど21種類については、労働安 全衛生法施行令第13条により厚生労働大臣が定める規格(昭和57年1月1日施行)が適用されるもの であり、(2)のネットフレームなど31種類については、業界において自主的に定めた仮設機材認定基準 の適用を受けるものである。

- (1) パイプサポート、補助サポート、ウイングサポート、建わく(脚柱ジョイントを含む。)、交さ筋 かい、布わく、床付き布わく、持送りわく、布板一側足場用の布板及びその支持金具、移動式足場 用の建わく及び脚輪、壁つなぎ用金具、わく組足場用の建わくのアームロック、単管足場用の単管 ジョイント、緊結金具、固定型ベース金具、ジャッキ型ベース金具、つりチェーン及びつりわく
- (2) ネットフレーム、安全ネット、ガードポスト、鋼製脚立、金属製足場板、切梁サポート、アルミニウム合 金製脚立、メッシュシート、ピボット型ベース金具、鉄骨用クランプ、つりチェーン用クランプ、階段枠 (わく組足場用階段を含む。)、階段開口部手すりわく、移動式室内足場、防音パネル、防音パネル等 の取付け用クランプ、強化プラスチック製足場板、小規模建設工事用足場の部材及び附属金具、わ く組足場用手すりわく(階段開口部用のものを除く。)、はりわく等、高所作業台、挟締金具、アル ミニウム合金製可搬式作業台、低層住宅用メッシュシート、親綱支柱、支柱用親綱、緊張器、くさ び緊結式足場の部材及び附属金具、幅木、枠組足場用手すり枠、建築工事用垂直ネット

2. 管理

本技術基準における管理とは、経年仮設機材の選別、整備、修理(部品交換を含む。)、性能試験、 廃棄及び表示をいう。

なお、選別の判定基準、整備及び修理の内容、性能試験の種類、方法、判定基準は、仮設機材の種 類ごとに後述の「第Ⅱ章、各仮設機材ごとの基準等 | において示すものとする。

解 説 -

本項にいう、「管理」の範囲は、再使用できるものと、廃棄しなければならないものとにふりわけ、 再使用できるものに対する整備、修理を、さらに、再使用の可否を決定する場合、強度に影響を与え るような修理、溶接等及び経年管理を行なう場合の性能試験並びに表示等にわたることについて明ら かにしたものである。

なお、整備又は修理を終えたものについては、再使用可の表示を行うことにより、廃棄品等との混 用等によるトラブルを避けようとするものである。

3. 選 別

- (1) 選別は、経年仮設機材について、各機材ごとに第 II 章において定められた部位及び項目(以下 「各項目等」という。)ごとに、変形、損傷、さび等の程度により、次の 3 区分に分類するために行 うものとする。
 - イ a…変形、損傷、さび等がないか又はわずかなもの。
 - ロ b…変形、損傷、さび等がある程度あるもの。
 - ハ c…変形、損傷、さび等が著しいもの。
- (2) 選別による評価は、上記(1)の各項目等ごとの区分を踏まえ、各経年仮設機材を次の3階級に区分するものとする。
 - イ A級…各項目等ごとの区分がすべてaであるもの。
 - ロ B級…各項目等ごとの区分のうち、いずれかが b に該当し、かつ、 c に該当するものが全くな いもの。
 - ハ C級…各項目等ごとの区分のうち、cに該当するものが一つ以上あるもの。
- (3) 選別による評価後の取扱いは、次によるものとする。
 - イ A級…整備を行うこと。
 - ロ B級…各項目ごとの区分により b と判定された項目について修理を行うとともに、全体について整備を行うこと。
 - ハ C級…廃棄処分とすること。
- (4) 選別は、原則として次のときに実施することとする。
 - イ 現場から保管場所へ返却されたとき。
 - ロ 現場から他の現場へ移送しようとするとき。
 - ハ 保管場所で長期間経過したものを出荷しようとするとき。
- (5) 選別方法
 - イ 下記口の場合を除き、目視により判断し選別を行うものとする。
 - ロ 次の場合には原則として性能試験を実施して選別を行うものとする。 ただし、(ハ)の場合において、上記(2)の選別による評価を行い、その結果A級に区分されたときは この限りでない。
 - (イ) 外観からでは b 又は c の区分が困難な場合
 - (ロ) 選別による評価後の取扱いについて、強度に影響を及ぼす構造部分の修理又は部品交換を行った場合
 - (ハ) 機材の種類ごとの使用された期間が別表の年数に達した場合及び当該年数に達した後1年経過するごと

解説-

- 1. 本項は、第Ⅱ章以下各章に共通する事項のうち、選別する際のaからcまでの3区分及び、A級からC級までの3階級の評価についての定義、評価後の取扱い、選別を行う時期及び選別方法について明らかにしたものである。
- 2.(1)は、外観から行う $a \sim c$ の選別の区分について、その原則を示したものである。
- (1) aに示す変形(曲がり、へこみ、そり等)、損傷(亀裂、磨耗等)、さび等「ないか」又は「わ



第 □ □ 章 厚生労働大臣が定める規格の仮設機材 ● ●



型わく支保工用のパイプサポート等

第1節 パイプサポート

(1) 選別

パイプサポートの選別は、次表のパイプサポートの部位別選別法により行うものとする。

パイプサポートの部位別選別法

部位及び項目	a (要 整 備)	b (要修理・要整備)	c (廃 棄)
イ. 全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ. 受け板のふれ	最大使用長の 55分の1以下のもの		最大使用長の 55分の1を超えるもの
ハ. 各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
二. 全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ホ. コンクリート等 の付着	なし又はわずか	ある程度	著しい
へ. 受け板又は台板 (A) 亀裂 (B) 変形(損傷) (C) 板厚	なし なし 5.4mm以上	ある程度	あり 著しい 5.4mm未満
ト. 差込み管 (A) 曲がり (B) 亀裂 (C) へこみ (打こん) (D) ピン穴の変形 (E) 管厚	注1の種類ごとの値未満 のもの なし なし又はわずか なし又はわずか なし又はわずか 2.2mm以上	注1の種類ごとの値以上 のもの	注1の種類ごとの値以上 で矯正不可能なもの あり 4.0mm以上 著しい 2.2mm未満
チ. 支持ピン等 (A) 曲がり(損傷) (B) 鎖の異常 (C) ピンの直径	なし なし又はわずか 11.0mm以上	あり 脱落又は損傷 11.0mm未満	
リ. 調節ねじ(めねじ) (A) ねじ部の摩耗 (B) 亀裂 (C) ハンドル及び取付 部の異常	なし又はわずか なし なし	著しい あり 脱落又は損傷	

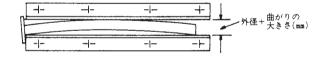
ヌ. 調節ねじ(おねじ) (A) ねじ部の摩耗 (B) 亀裂 (C) 溝穴の変形 (D) キャップの異常	なし又はわずか なし なし又はわずか なし	脱落又は損傷	著しい あり 著しい
ル. 腰管 (A) 曲がり (B) 亀裂 (C) へこみ(打こん) (D) 管厚	なし又はわずか なし なし又はわずか 2.0mm以上		著しい あり 6.0mm以上 2.0mm未満

注1. 差込み管の曲がりが「種類ごとの値未満」とは、次表のパイプサポートの種類に応じ「値(曲がりの大きさmm)」の欄に示す値未満のことをいい、その測定については、次図のように行うものとする。

種類ごとの曲がりの大きさ

種類	最大使用長(mm)	値(曲がりの大きさmm)
1種	3,850以上4,000未満	6
2種	3,350以上3,500以下	5
3種	2,950以上3,100以下	4
4種	2,550以上2,700以下	4
5種	2,200以下	3

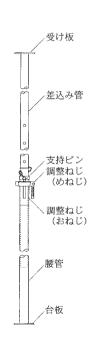




- 注2. 差込み管又は腰管部の著しいへこみとは、差込み管にあっては深さ4.0mm以上、腰管部にあっては深さ6.0mm以上の大きさをいう。
- 注3. 「受け板のふれ」とは、腰管部を固定して最大使用長の長さに伸ばした場合における受板の上端部の中心の全振幅の最大値をいい、下図のような測定によるものをいう。



注4. 部位の名称は、右図による。



パイプサポートの例